

職業能力開発校設置管理条例施行規則等の一部改正(概要)

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正概要

(1) 押印に係る記載の廃止

- ・ 職業能力開発校設置管理条例施行規則 第一号様式の二及び第四号様式
- ・ 千葉県職業訓練援助規則 別記様式

(2) 押印及び署名に係る記載の廃止

- ・ 職業能力開発校設置管理条例施行規則 第二号様式及び第三号様式
- ・ 千葉県訓練手当支給規則 第三号様式
- ・ 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則 第二号様式及び第三号様式

3 施行期日

令和3年10月1日